

# 豊丘村耐震改修促進計画（第Ⅳ期）

令和8年3月 策定

豊 丘 村

# 目 次

## はじめに

- 1 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 本計画の位置づけと豊丘村地域防災計画との関係・・・・・・・・・・1
- 3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 4 耐震化の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3～4
- 5 本計画の対象とする建築物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

## 第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

- 1 想定される地震の規模、想定される被害の状況・・・・・・・・・・6～13
- 2 耐震化の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14～16
- 3 住宅の耐震化の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17～18
- 4 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の目標・・・・・・・・・・・・18
- 5 公共建築物の耐震化の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
- 6 避難施設の耐震化について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

## 第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

- 1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針・・・・・・・・・・19～20
- 2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策・・・・・・・・・・20～21
- 3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備・・・・21～22
- 4 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要・・・・・・・・22
- 5 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策・・・・・・・・・・22～23

## 第3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

- 1 地震ハザードマップの作成及び公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
- 2 相談体制の整備及び情報提供の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
- 3 パンフレットの作成及び配布並びにセミナー・講習会の開催・・・・・・・・24
- 4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24～25
- 5 自治会等との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
- 6 耐震改修促進税制等の周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25

## 第4 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

- 1 関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要・・・・・・・・・・26
- 2 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26

## はじめに

### 1 計画の目的

村内の建築物の耐震性を確保するため、既存建築物の耐震診断、耐震改修又は除却を促進することにより、耐震性能の向上を図り、今後予想される地震災害に対して村民の生命、財産を守ることを目的とし、令和8年3月に豊丘村耐震改修促進計画（第Ⅳ期）（以下「本計画」という。）を策定しました。

### 2 本計画の位置づけと豊丘村地域防災計画との関係

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により策定するものです。

また、豊丘村地域防災計画との整合を図り、建築物の耐震化を促進するために必要な事項に関し、より具体的に定めることとします。

#### 「豊丘村地域防災計画」

豊丘村地域防災計画の第2章 災害予防計画 第1節 地震に強いむらづくり（2）実施計画 ア【村が実施する計画】の中で、建築物の安全化について定められています。

具体的には、

#### （イ）建築物の安全化

- a 不特定多数の者が利用する建築物並びに学校及び医療機関、要配慮者利用施設等の応急対策上重要な建築物について、耐震性の確保に特に配慮する。  
特に防災拠点となる公共施設等の耐震化について、計画的かつ効果的な実施に努める。
- b 住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。
- c 既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施する。
- d 建築物の落下対策及びブロック塀、家具の転倒防止対策等の安全化を図る。
- e 災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。
- f 指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

### 3 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とし、前計画（令和3年3月策定）に引き続き、目標値の設定や住宅・建築物の耐震化へ向けた取組を行います。

#### 【参考】

---

豊丘村耐震改修促進計画

計画期間：平成19年度～平成27年度（平成19年策定、平成21年変更）

豊丘村耐震改修促進計画（第Ⅱ期）

計画期間：平成28年度～令和2年度（平成28年3月策定）

豊丘村耐震改修促進計画（第Ⅲ期）

計画期間：令和3年度～令和7年度（令和3年3月策定）

---

## 4 耐震化の必要性

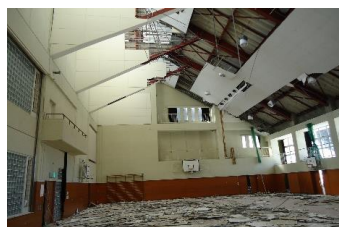
### (1) 地震は、いつ・どこでおきても不思議でない状況

平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月には大地震発生の可能性が低いと言われていた福岡県でも福岡県西方沖を震源とする地震、平成20年6月の岩手・宮城内陸地震など大地震が頻発しており、特に平成23年3月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらしました。

また、平成28年4月の熊本地震では、同一地域において約28時間の間に震度7の地震が2度発生し、令和6年1月の能登半島地震においては、耐震化率が低い地域で多くの住宅が倒壊するなどの被害が生じました。

大地震はいつ・どこで発生してもおかしくない状況となっており、南海トラフ地震、首都直下地震等については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものになると想定されています。特に、南海トラフの海溝型巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されています。

長野県内においても、平成23年3月に長野県北部の地震が、同年6月には長野県中部の地震が発生し、さらに、平成26年11月には県の北部を震源とした長野県神城断層地震が発生するなど、大地震が発生しています。



(H23.3)  
長野県北部の地震



(H23.6)  
長野県中部の地震



(H26.11)  
長野県神城断層地震

### (2) 阪神・淡路大震災における死因の約9割は建物の倒壊によるもの

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、6,434人という多数の方の尊い人命が奪われましたが、このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅や建築物の倒壊によるものでした。

### (3) 地震による人的・経済的被害を軽減するために

建築物の耐震改修については、中央防災会議において決定された建築物の耐震化緊急対策方針（平成17年9月）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急の課題」であるとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和7年7月中央防災会議決定）において、10年後に死者数を概ね8割、建築物の全壊焼失棟数を概ね5割、被害想定から減少させるという目標達成のため、重点的に取り組むべきものとして位置づけられています。

#### (4) 耐震改修促進法等の改正について

ア 平成18年1月26日施行

地震防災推進会議の提言を踏まえ、国において法の改正が行われました。この改正により、

- (ア) 計画的な耐震化を推進するため、国は基本方針を作成し、地方公共団体は耐震改修促進計画を作成
- (イ) 建築物に関する指導等の強化として、
  - a 道路を閉塞させるおそれのある建築物の指導・助言を実施
  - b 地方公共団体による指示等の対象に学校、老人ホーム等を追加
  - c 地方公共団体の指示に従わない特定建築物を公表
  - d 倒壊の危険性の高い特定建築物については建築基準法により改修を命令等が追加されました。

イ 平成25年11月25日施行

住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成27年までに9割にする目標（「地震防災戦略」（中央防災会議決定（H17）））の達成には、耐震化を一層促進することが必要であること並びに南海トラフの巨大地震や首都直下地震の被害想定で、これらの地震が最大クラスの規模で発生した場合、東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害が発生することがほぼ確実視されることから、国において法の改正が行われました。

この改正により、

- (ア) 病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの等の平成27年末までの耐震診断の義務化・耐震診断の結果の公表
  - (イ) 地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物や都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物の地方公共団体が指定する期限までの耐震診断の義務化・耐震診断の結果の公表
- などの建築物の耐震化の促進のための規制が強化されました。

ウ 平成31年1月1日施行

大阪府北部を震源とする地震等におけるブロック塀等の倒壊被害を踏まえ、ブロック塀等の倒壊による通行障害の防止のため、法施行令第4条の通行障害建築物に、建物に附属する組積造の塀が追加される改正が行われました。

## 5 本計画の対象とする建築物

本計画では、特に耐震化を図るべき建築物として、以下の建築物を対象としています。

これは、法第4条第1項の規定により国土交通大臣が定めた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（国土交通省告示第184号。以下「基本方針」という。）においても、耐震化を図ることが重要な建築物とされています。

### (1) 住 宅

### (2) 特定既存耐震不適格建築物

ア 多数の者が利用する一定規模以上の建築物（別表1参照、以下「多数の者が利用する建築物」という。）

イ 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する一定数量以上の危険物を扱う建築物

ウ 地震によって倒壊した場合その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難にするおそれのあるものとして本計画又は市町村耐震改修促進計画に記載された道路に敷地が接する建築物（以下「緊急輸送道路等沿道建築物」という。）

### (3) 公共建築物

公共建築物は平常時の安全確保だけでなく、地震災害時の拠点となる施設や多数の者が利用する建築物が多いことから、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組みます。

なお、本計画では村有施設のうち、災害時に拠点となる施設及び多数の者が利用する特定建築物（以下「災害拠点施設等」という。）を対象としています。

### (4) 避難施設

豊丘村地域防災計画で定められている避難施設

また、本計画においては、上記(1)、(3)の建築物に対する目標を設定することとし、上記(2)(4)に関しては、今後の調査結果に基づき耐震化に向けた適切な対応を図ることとします。

**第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標**

**1 想定される地震の規模、想定される被害の状況**

平成27年3月に公表した「第3次長野県地震被害想定調査報告書」において、長野県及びその周辺における過去の被害地震や活断層の分布状況並びに県内各地域の地震被害の分布状況を勘案して、発生の想定される地震が報告されています(表1-1、図1-1)。

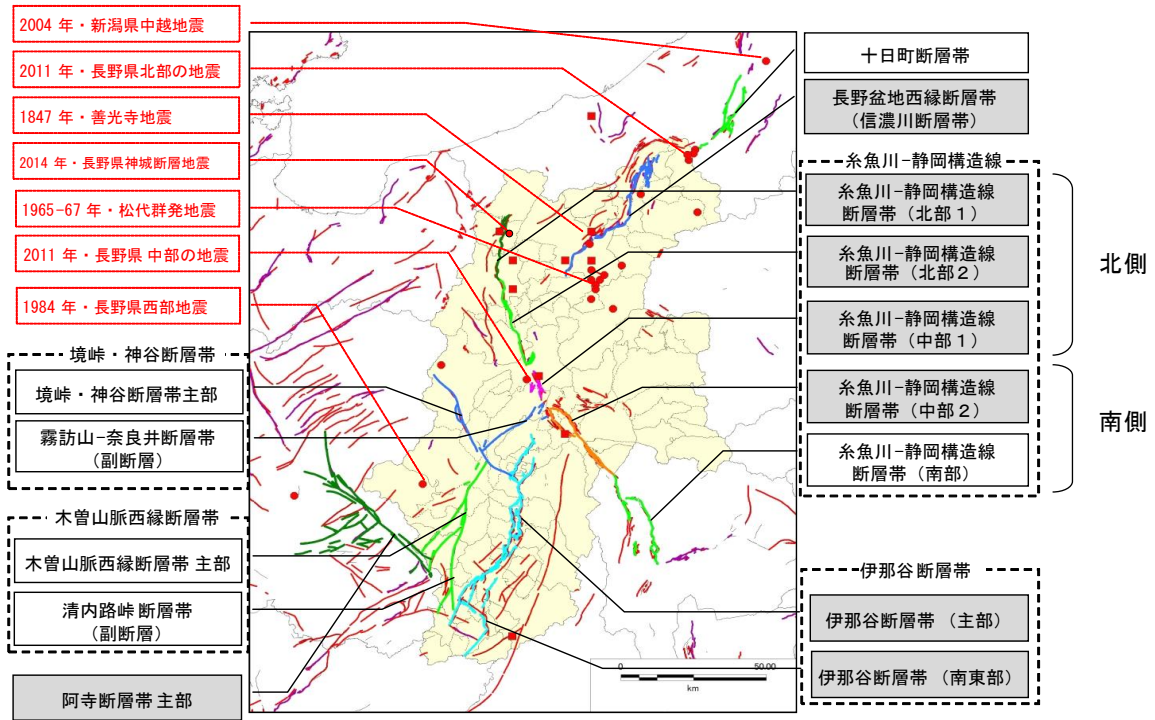
また、地震調査研究推進本部(※1)によると、県内において想定される地震発生の確率は、糸魚川-静岡構造線で発生する地震は、30年以内の地震発生確率は、もっとも高い区間で30%と予想されており、東海地震にあっては、いつ起きてもおかしくない状況にあるとされています(表1-2)。

(表1-1)想定地震等の概要

種類	地震名		参考モデル	長さL (km)	マグニチュード		備考
					M <sub>j</sub>	M <sub>w</sub>	
内陸型(活断層型)地震	長野盆地西縁断層帯の地震		地震調査委員会(2009)	58	7.8	7.1	4ケース
	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震	全体	文部科学省研究開発局ほか(2010)	150	8.5	7.64	構造探査ベースモデル
		北側		84	8.0	7.14	
		南側		66	7.9	7.23	
	伊那谷断層帯(主部)の地震		地震調査委員会(2009)	79	8.0	7.3	4ケース
	阿寺断層帯(主部南部)の地震		地震調査委員会(2009)	60	7.8	7.2	2ケース
	木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震		地震調査委員会(2009)	40	7.5	6.9	2ケース
	境峠・神谷断層帯(主部)の地震		地震調査委員会(2009)	47	7.6	7.0	4ケース
	想定東海地震		中央防災会議(2001)	-	8.0	8.0	1ケース
	海溝型地震	南海トラフ巨大地震 基本ケース		内閣府(2012)	-	9.0	9.0
南海トラフ巨大地震 陸側ケース		内閣府(2012)	-	9.0	9.0	1ケース	

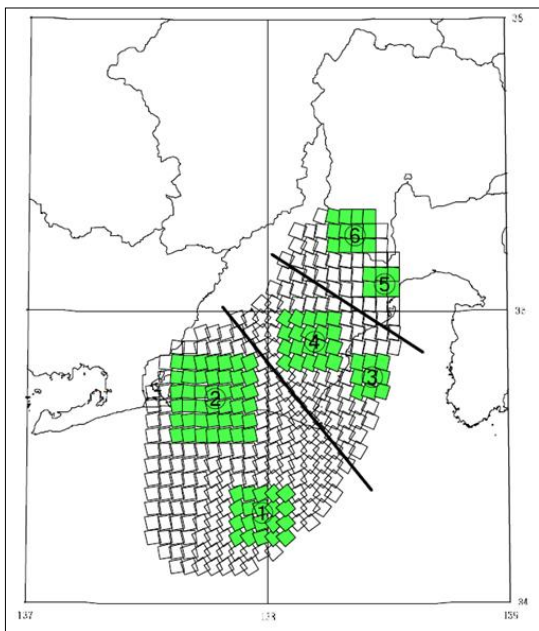
(注) 気象庁マグニチュード(M<sub>j</sub>)とモーメントマグニチュード(M<sub>w</sub>)について  
断層による内陸の地震は、断層の長さ(推定)から気象庁マグニチュード(M<sub>j</sub>)を算出している。その後、その断層の長さを用いて震源(波源)断層モデルを作成し、モーメントマグニチュード(M<sub>w</sub>)を求めている。プレート境界の海溝型地震は、震源(波源)断層の位置・大きさを設定し、モーメントマグニチュード(M<sub>w</sub>)を求めている。M4~M8の海溝型地震ではM<sub>w</sub>=M<sub>j</sub>であることから、これを外挿してM<sub>j</sub>を求めている。

※1 地震調査研究推進本部は、地震防災対策特別措置法に基づき文部科学省に設置された政府の特別の機関。本部長(文部科学大臣)と本部員(関係府省の事務次官等)から構成され、その下に関係機関の職員及び学識経験者から構成される政策委員会と地震調査委員会が設置されています。



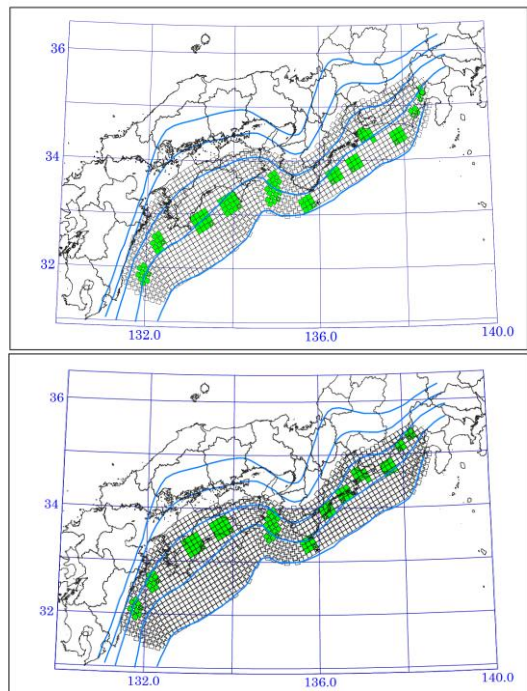
■	長野県に被害をもたらした歴史地震	—	「活断層詳細デジタルマップ」の活断層 (中田・今泉、2002)
●	1940年代以降、長野県内で震度5以上を記録した地震	—	地震調査研究推進本部の長期評価における主要活断層帯の地表位置
—	「新編日本の活断層」の活断層 (活断層研究会、1991)	■	長野県 (2002) の対象地震 (活断層帯)

(図1-1) 長野県の活断層の分布と被害地震の分布 (出典: 第3次長野県地震被害想定調査報告書)



□ : 小断層    ■ : 強震動生成域 (SMGA) の位置

(図1-2) 想定東海地震の断層モデル  
中央防災会議(2001)



(図1-3) 南海トラフの巨大地震の断層モデル  
内閣府(2012)(上図: 基本ケース、下図: 陸側ケース)

(表1-2) 発生が予想される地震に係る見解等

種類	想定地震名	国等の見解・公表	計測震度等の予測※3
内陸型 (活断層型) 地震	長野盆地西縁断層帯の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	長野地域や北信地域西部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0~30% (地震調査研究推進本部※2)	(全体) 長野地域西部や大北地域、上小地域、松本地域東部、諏訪地域、上伊那地域東部を中心に広い範囲で震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
			(北側) 長野地域西部や大北地域、上小地域、松本地域東部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
			(南側) 諏訪地域、上伊那地域東部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
	伊那谷断層帯(主部)の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	上伊那地域西部や飯伊地域西部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
	阿寺断層帯(主部南部)の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	木曾地域と岐阜県との境界を中心に震度6弱以上の揺れが生じ、被害は木曾地域南部を中心に発生する。
木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	上伊那地域西部や木曾地域東部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生する。	
境峠・神谷断層帯(主部)の地震	30年以内の地震発生確率は 0.02%~13% (地震調査研究推進本部※2)	木曾地域北部や上伊那地域西部、松本地域南部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生する。	
海溝型地震	想定東海地震	東南海地震(1944)で歪みが開放されず、安政東海地震(1854)から約150年間大地震が発生していないため、相当な歪みが蓄積されていることから、いつ大地震がおきてもおかしくない。 (中央防災会議)	飯伊地域東部や伊那谷を中心に震度5強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が少し発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。
	南海トラフ巨大地震	30年以内の地震発生確率は 20~50% (BPTモデル) 60~90% (すべり量依存BPTモデル) (地震調査研究推進本部※2)	(基本ケース) 飯伊地域から上伊那地域にかけての伊那谷や諏訪地域の一部で震度5強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が少し発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。  (陸側ケース) 飯伊地域、上伊那地域、諏訪盆地で震度6弱以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。

※2 R7.10 地震調査研究推進本部による。

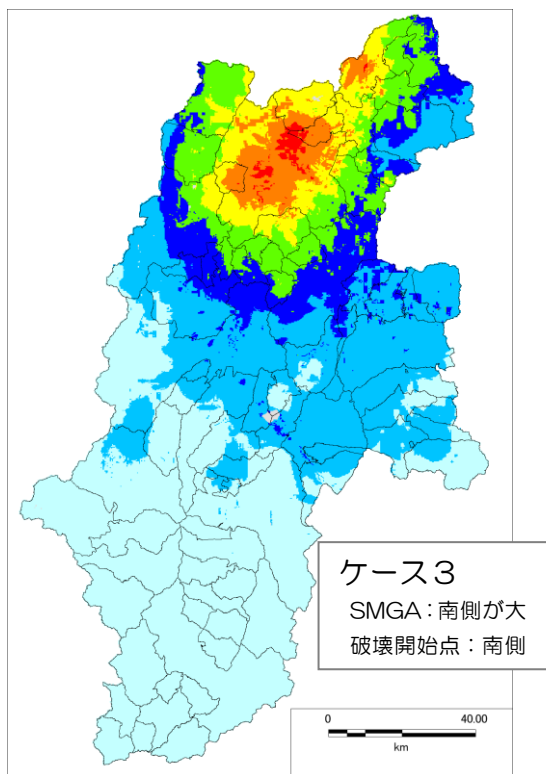
※3 H27.3 第3次長野県地震被害想定調査による。

※4 想定地震は地震防災対策を検討するために設定された地震であり、地震を予知したものではなく、また、近い将来これらの地域で想定どおりの地震が発生することを必ずしも意味するものではありません。

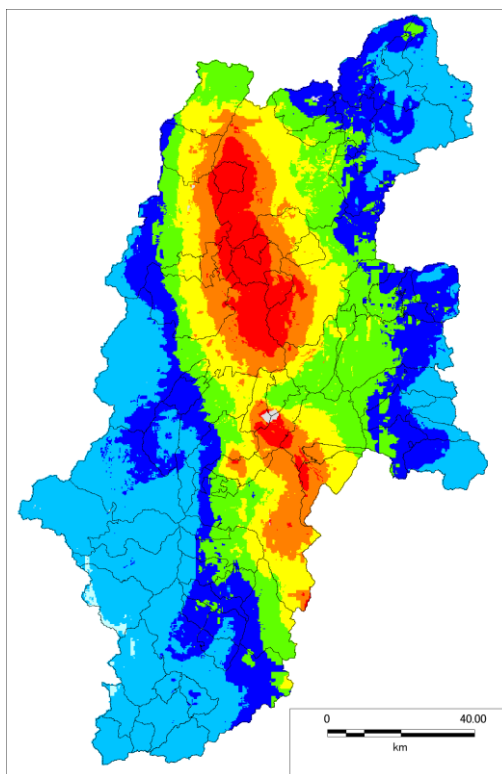
また、想定地震毎の計測震度（地表面）を図に示すと図1-4から図1-13のとおりとなります。

(1) 内陸型（活断層型）地震の地表震度分布（※5）

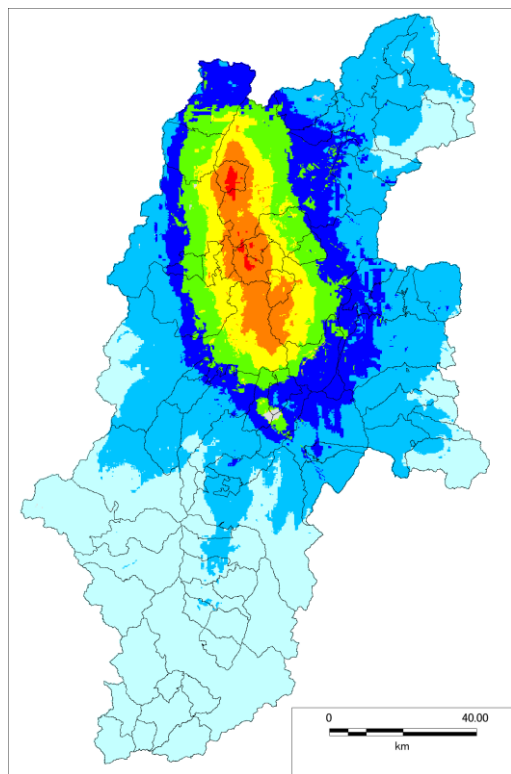
※5 建築物被害が最大のケースを示す。



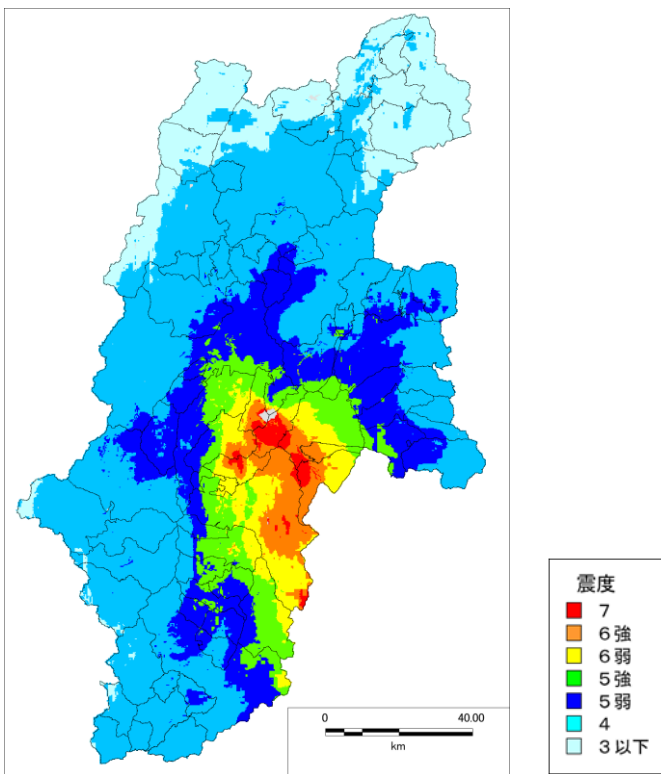
(図1-4)長野盆地西縁断層帯の地震(Mj7.8)の地表震度分布



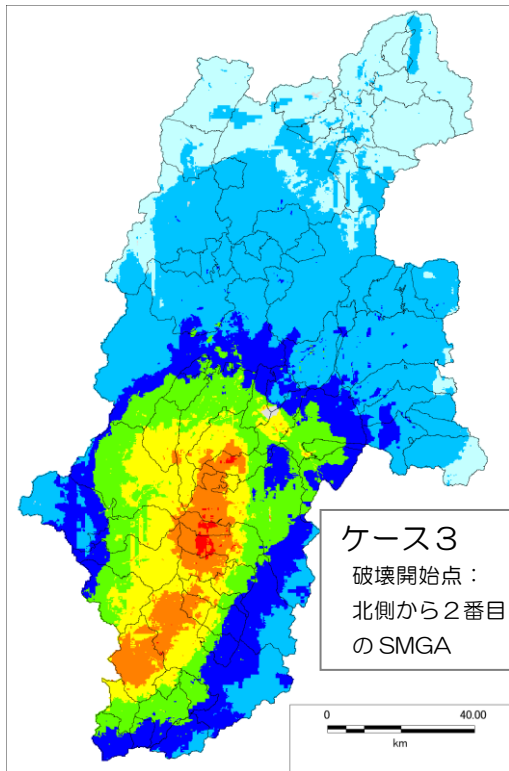
(図1-5)糸魚川-静岡構造線断層帯の地震の地表震度分布(全体:Mj8.5)



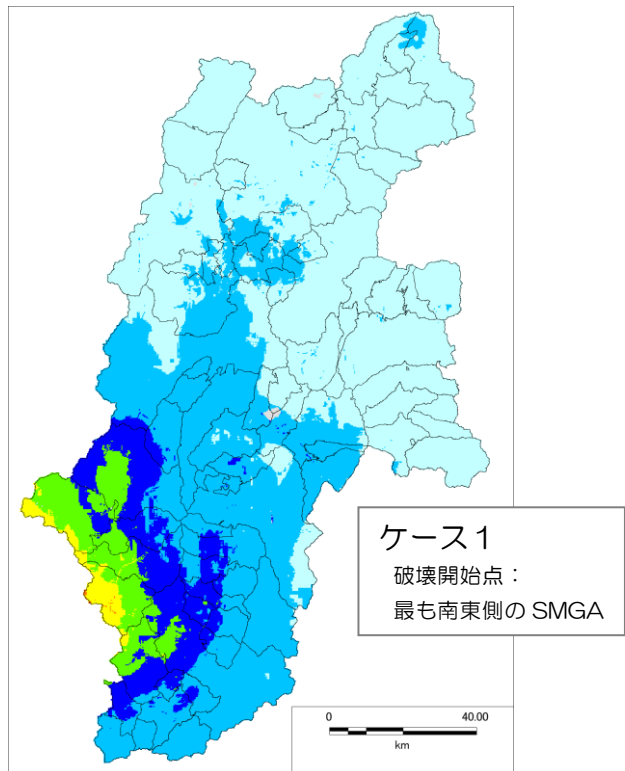
(図1-6)糸魚川-静岡構造線断層帯の地震の地表震度分布(北側:Mj8.0)



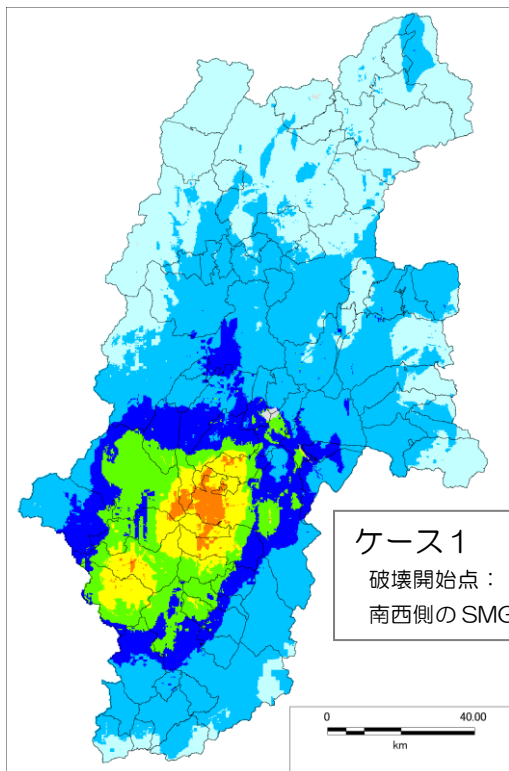
(図1-7)糸魚川-静岡構造線断層帯の地震の地表震度分布(南側:Mj7.9)



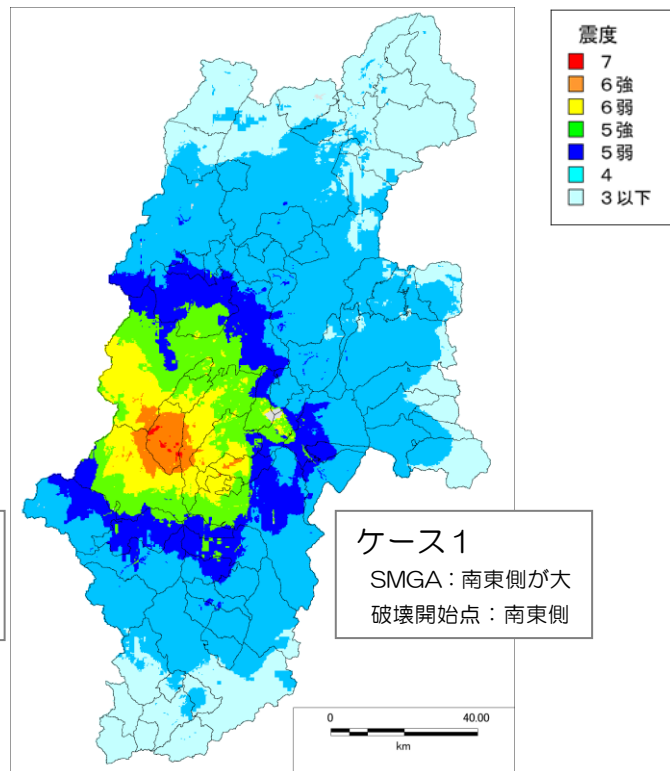
(図1-8)伊那谷断層帯(主部)  
の地震(Mj8.0)の地表震度分布



(図1-9)阿寺断層帯(主部南部)  
の地震(Mj7.8)の地表震度分布



(図1-10)木曾山脈西縁断層帯  
(主部北部)の地震(Mj7.5)の地表震度分布

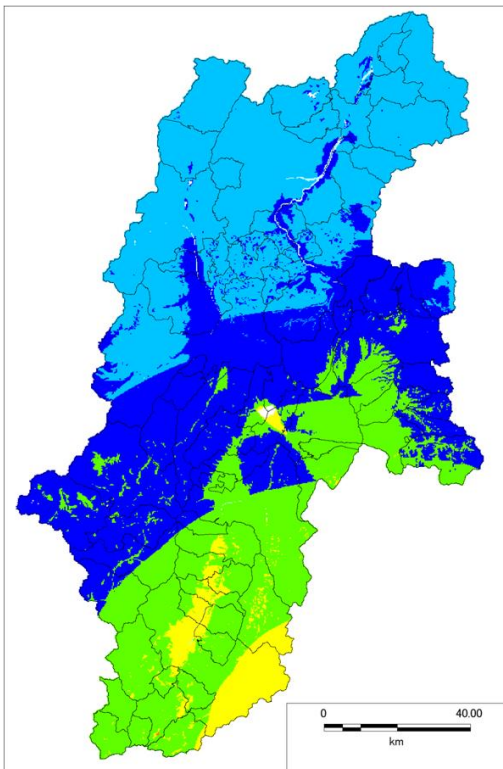


(図1-11)境峠・神谷断層帯  
(主部)の地震(Mj7.6)の地表震度分布

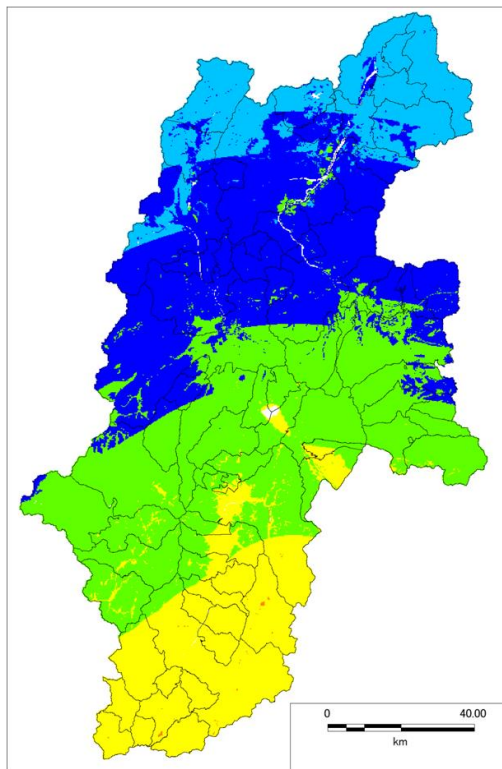


(2) 海溝型地震における地表震度分布※6

※6 経験的手法のみを掲載



(図1-12)経験的手法(距離減衰式)による想定東海地震の地表震度分布



(図1-13)経験的手法(距離減衰式)による南海トラフの巨大地震の地表震度分布



「第3次長野県地震被害想定調査報告書」では、長野県内の主要な活断層等をもとに、発生のある可能性のある大規模地震として6つの内陸型地震と東海地震及び南海トラフ地震を想定し、人的・物的な被害を表1-3及び表1-4のとおり予想しています。

また、想定した地震以外にも県内に被害を引き起こす地震が、本県やその周辺において発生する可能性があります。

(表1-3)被害想定(建物被害)

(単位:棟)

種類	地震名	地震ケース等			建築物被害		
					全壊・焼失	半壊	
内陸型 (活断層型) 地震	長野盆地西縁断層帯の地震	ケース3	冬18時	強風時	0	0	
		—	冬18時	強風時	*	*	
	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震	全体	—	冬18時	強風時	0	0
		北側	—	冬18時	強風時	*	*
	南側	—	冬18時	強風時	*	*	
	伊那谷断層帯(主部)の地震	ケース3	冬18時	強風時	60	500	
	阿寺断層帯(主部南部)の地震	ケース1	冬18時	強風時	*	*	
木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震	ケース1	冬18時	強風時	*	*		
境峠・神谷断層帯(主部)の地震	ケース1	冬18時	強風時	0	0		
海溝型 地震	想定東海地震	—	冬18時	強風時	*	20	
	南海トラフ巨大地震 基本ケース	—	冬18時	強風時	*	40	
	南海トラフ巨大地震 陸側ケース	—	冬18時	強風時	60	510	

\* わずか

※ 建物被害が最大となるケースを示す。

(表1-4)被害想定(人的被害)

(単位:人)

種類	地震名		死者数	負傷者数	負傷者のうち 重傷者数	避難者数
内陸型 (活断層型) 地震	長野盆地西縁断層帯の地震		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0
	糸魚川-静岡構造線断層帯 の地震	全体	* (* )	10 (10)	* (* )	10
		北側	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0
		南側	* (* )	* (* )	* (* )	20
	伊那谷断層帯(主部)の地震		* (* )	70 (70)	40 (40)	440
	阿寺断層帯(主部南部)の地震		* (* )	* (* )	* (* )	10
	木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震		* (* )	* (* )	* (* )	20
境峠・神谷断層帯(主部)の地震		* (* )	* (* )	* (* )	*	
海溝型地震	想定東海地震		* (* )	* (* )	* (* )	40
	南海トラフ巨大地震 基本ケース		* (* )	* (* )	* (* )	90
	南海トラフ巨大地震 陸側ケース		* (* )	70 (70)	40 (40)	450

\* わずか

※ 建物被害が最大となるケースを示す。

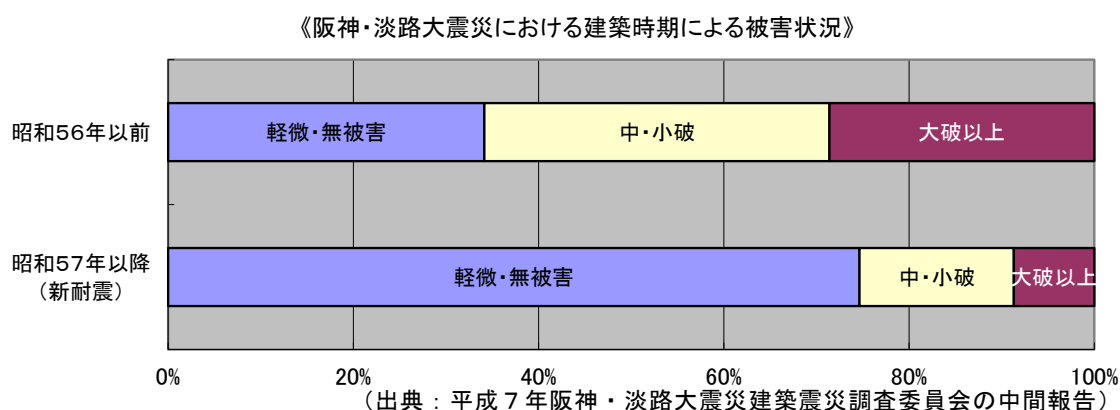
※ 観光客を考慮した場合。

※ ( )内は建物倒壊による死者数等。

## 2 耐震化の現状

### (1) 建築基準法における構造基準の改正

昭和53年の宮城県沖地震等の被害状況を受け、昭和56年に建築基準法の耐震関係規定が見直されました（昭和56年6月1日施行、新耐震基準）。その後、発生した阪神・淡路大震災において、昭和56年以前に建築されたもの（旧基準による）について被害が大きかったことがわかっています（昭和57年以降の建築物では、大破及び中・小破の被害があったものが全体の約1/4であったのに対し、昭和56年以前に建築したものでは約2/3に達しています。）。



### (2) 住宅

#### ア 建築時期別の住宅の状況等

令和7年の「固定資産課税台帳」を基に、本計画の対象とする住宅総数を推定したところ、豊丘村の住宅総数は、3,083戸であり、昭和56年以前に建築された住宅は、1,293戸で全体の41.94%を占めています（表1-5）。

住宅 総 数	R7
うち昭和56年以前建築	1,293 (41.94%)
～S25	312
S26～35	91
S36～45	225
S46～56	665
うち昭和57年以降建築	1,788 (58.00%)
S57～H2	499
H3～12	586
H13～	703

※住宅総数は、固定資産課税台帳による住宅数（3,600戸）を基に、令和5年住宅・土地統計調査報告による「居住世帯なし」の比率を参考に補正した数値です。  
 $3,600戸 \times 14.42\% = 519.12 \Rightarrow 519戸$  を減しました。

村内の住宅を建て方別にみると、全体の約99%を占める戸建てのうち、約42%が昭和56年以前に建築されています（表1-6）。

（表1-6）建て方別建築時期別住宅数 （単位：戸）

	住宅数		うち昭和55年以前建築戸数	住宅数に対する割合
	住宅数	構成比		
戸建て	3,072	99.64%	1,294	42.12%
その他	11	0.36%	0	0.00%
計	3,083	—	1,294	41.97%

豊丘村では既存木造住宅等の耐震化を推進するため、平成15年度から、耐震改修補助事業を実施してきました。診断を実施した住宅は440戸（内一般診断:142戸）で、そのうち30戸（約6.8%）で耐震改修を行っています（表1-7）。

（表1-7）耐震診断・改修の実績 （単位：戸）

区分		H15~H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	合計
住宅	耐震診断	419	4	4	5	2	2	4	440
	耐震改修	22	1	2	1	2	2	0	30
避難施設	耐震診断	3	0	0	0	0	0	0	3
	耐震補強	2	0	0	0	0	0	0	2

※上記の住宅耐震診断実績は、簡易診断及び精密診断（一般診断法）を合わせた件数  
 ※住宅の耐震改修には、除却を含む

## イ 住宅の耐震化の現状

新耐震基準で建築された昭和57年以降の住宅数に、旧耐震基準である昭和56年以前に建築された住宅のうち耐震性を有するもの及び既に耐震改修を行い耐震性を有しているものを加えると2,204戸となり、村内における住宅の耐震化率は、現状（令和7年時点）で約71.49%と推計されます（表1-8）。

（表1-8）住宅における耐震化率の現状 （単位：戸）

住宅総数 (a)	3,083
耐震性を満たすもの (b=d+f+g)	2,204
<b>耐震化率 (c=b/a)</b>	<b>71.49%</b>
昭和57年以降に建てられたもの (d)	1,788
昭和56年以前に建てられたもの (e)	1,293
既に耐震性を有するもの又は有していると推測されるもの (f)	226
耐震改修を実施したことにより耐震性を有しているもの (g)	190
耐震性がないもの又はないと推測されるもの (h)	877

（出典：R7 固定資産税課税台帳から推定）

(3) 公共建築物

ア 公共建築物の状況等

現在、村有施設のうち災害拠点施設は22棟あり、昭和56年以前に建てられたものが4棟あります(表1-9)。

(表1-9)災害拠点施設建築年数一覧

区分	施設名	建築年
児童福祉施設	中央保育園	平成10年
	南保育園1	昭和56年
	南保育園2	昭和56年
	北保育園	昭和60年
老人福祉施設	ほほえみ	平成13年
	はつらつ	平成5年
	憩いの家	昭和48年
	勤労者福祉センター	昭和60年
小学校	北小学校	昭和57年
	北小学校体育館	昭和63年
	南小学校	昭和56年
	南小学校体育館	平成23年
中学校	中学校1	昭和62年
	中学校2	平成18年
	中学校体育館	平成12年
庁舎	役場	平成10年
公民館等	道の駅 南信州とよおかマルシェ	平成30年
	田村区民会館	平成20年
	伴野区民会館	平成20年
	ゆめあるて	平成25年
体育館	村体育館	昭和58年
	スポーツ館	平成10年

イ 公共建築物の耐震化の現状

昭和56年以前に建てられた4棟のうち、耐震性がないもの又はないと推測されるものは1棟あります(表1-10)。

(表1-10)耐震化の現状一覧

施設名	耐震化の現状
南保育園1	耐震改修済み
南保育園2	耐震診断未実施
憩いの家	耐震改修済み
南小学校	耐震改修済み

### 3 住宅の耐震化の目標

基本方針において、令和17年までに、「耐震性が不十分なものをおおむね解消すること」を目標としていますが、基本方針や本村において想定される地震の規模、被害の状況及び現状の耐震化率を踏まえ、令和12年における耐震化率の目標を78%とします。

#### 目標を達成するために耐震化が必要な戸数

今後5年間に於いても、建築物の老朽化に伴う建替えや除却（以下「建替え等」という。）、または人口・世帯数の減少により、耐震性を満たさない建築物が減ると予想されるため、建築物全体における耐震化率は向上します。

これまでと同じペースで建替え等推移すると仮定し、令和12年時点の目標である78%を達成するために耐震化が必要な住宅の戸数を算出します。

	住 宅
令和7年における住宅総数（戸数）(a)	3,083
耐震性を満たすもの(b)	2,204
耐震化率(c=b/a)	71.49%
令和12年における住宅総数（棟数）の推計値(d)	3,108
建替え等がこのままの状況で推移した場合、令和12年の時点で耐震性を満たすと推測されるもの（建替えに伴う更新による）(e)	2,389
建替えに伴う更新による令和12年における耐震化率(f=e/d)	76.87%
目標(78%)を達成するために令和12年時点で耐震性を満たす必要がある戸数（棟数）(g)	2,424
令和12年までに耐震改修が必要な戸数（棟数）(h=g-e)	35
令和12年における耐震化率の目標(i=g/d)	78.00%

#### 4 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の目標

本村において、多数の者が利用する建築物及び、危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する一定数量以上の危険物を扱う建築物については該当建築物がありませんので、本計画では、緊急輸送路道路等沿道建築物について、以下の計画に沿って耐震化を推進します。

##### 耐震化を推進するための計画

現在、緊急輸送路道路等沿道建築物の耐震化については、未調査となっています。

調査の結果、耐震化が必要と判断された建築物について、耐震化を進めます。

#### 5 公共建築物の耐震化の目標

災害時の拠点施設としての機能確保の観点から、公共建築物の耐震化を進める必要があります。

公共建築物のうち豊丘村地域防災計画に位置付けられた村有施設（以下「村有施設」という。）にあっては、以下の考え方に沿って耐震化を推進します。

##### (1) 村有施設の耐震化の基本方針

村有施設については、災害時に拠点となる施設及び多数の者が利用する特定建築物（以下「災害拠点施設等」という。）に関し、重点的に耐震化を進めることとします。

また、非構造部材の耐震対策についても、進めていく予定です。

##### (2) 耐震化を推進するための計画

村有施設の耐震性能及び老朽度を勘案し、特に災害拠点施設等の耐震化を迅速かつ効率的に推進するため、4(1)の基本方針に沿って行います。

##### ア 耐震診断について

令和5年度までに診断を完了させることとします。

##### イ 耐震改修について

令和7年度までに改修を完了させることとします。

#### 6 避難施設の耐震化について

豊丘村地域防災計画に位置付けられた避難施設のうち、昭和56年以前の建築物は7棟あり、そのうち耐震性がないもの又はないと推測されるものは3棟あります。

これらの耐震診断や耐震改修も、本計画に合わせて順次進めていくこととします。

また、非構造部材の耐震対策についても、進めていく予定です。

**第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策****1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針****耐震化の推進のための役割分担（図2-1）****ア 住宅や建築物の所有者**

住宅や建築物の所有者（以下「所有者」という。）が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが必要不可欠です。しかし、現在、コストの問題のほか、後継者がいない等の理由により耐震診断や耐震改修は進んでいない状況にあります。また、村内においては大きな住宅が多く、補強工事の負担感が大きい又は優先順位が低いといった課題があります。住宅や建築物の耐震化を進めるためには所有者が、住宅や建築物の耐震化や防災対策を自らの問題又は地域の問題としてとらえ、自助努力により取り組むことが必要不可欠です。耐震診断や耐震改修を積極的に行うことのほか、地震保険料の割引制度や耐震改修工事の減税制度の活用等も考えられます。

また、大規模地震により被害を受けた場合には、住宅の修復や家財の購入など生活の再建に多額の費用が掛かりますが、公的な支援や義援金だけでは十分とはいえないので、地震保険・共済へ加入することも必要です。

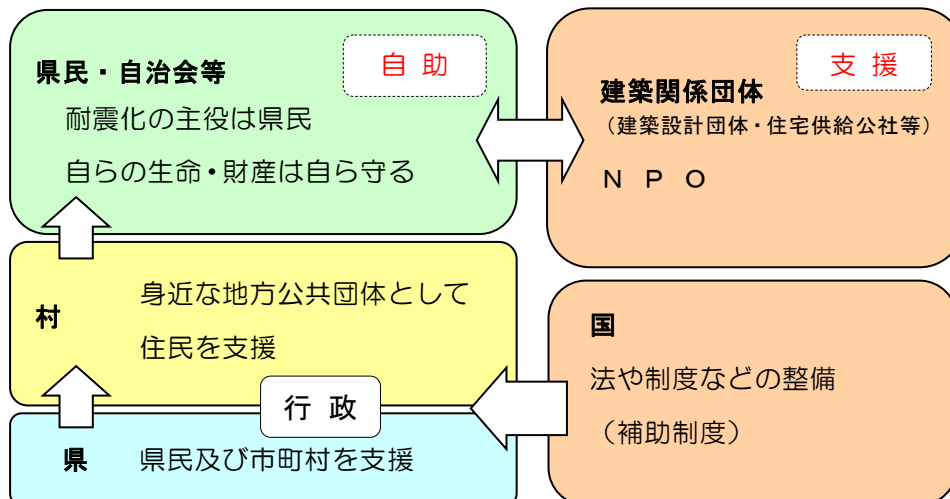
**イ 建築関係団体等**

建築団体やNPOにあっては、県民が自ら耐震化を行う際、専門家としての立場から適切なアドバイスを行うとともに、行政と連携を図り、耐震化の推進を技術的な側面からサポートすることが必要です。特に、住宅所有者の費用負担低減のために低コスト工法を活用する設計者や施工者の育成、地域課題に適した設計を行う設計者の育成が必要になります。

**ウ 村**

村は、最も身近な地方公共団体として、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むよう所有者の防災意識の啓発を図るとともに、その地域の実状に応じた支援制度を創設等し、所有者が耐震改修しやすい環境を整備することが必要です。

(図2-1) 耐震化の推進のための役割分担



## 2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

### (1) 補助事業等の実施（令和7年度現在）

#### ア 住宅に関する支援

村においては、住宅・建築物の耐震化を促進するため、平成16年度から、耐震改修補助事業を実施してきました。昭和56年以前の住宅について、耐震診断及び耐震改修等に対し引き続き支援していきます。また、耐震以外の支援制度（リフォーム助成金等）と組み合わせるなど、使い勝手の向上と費用負担の低減を工夫していきます。（表2-1）

(表2-5) 事業の概要(令和7年度現在)

区分	耐震診断	耐震改修	除却
対象建築物	昭和56年以前の住宅	昭和56年以前の住宅	昭和56年以前の住宅
助成内容	耐震診断士を派遣	耐震改修工事に要する経費に助成	除却工事に要する経費に助成
補助限度額	—	改修工事費の8割 (補助限度額100万円/戸)	工事費の5割 (補助限度額83.8万円/戸)
負担割合	国 : 1/2※ 県 : 1/4※ 市町村 : 1/4※ 所有者 : 0	国 : 1/2 県 : 1/4 市町村 : 1/4	国 : 1/2 県 : 1/4 市町村 : 1/4

※例外あり

## イ 住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの策定

住宅の耐震化を更に推進するため、村においては、本計画の別紙として、「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定し、取り組めます。

## ウ 避難所に関する支援

地震時に避難所となる建築物の耐震化に対し支援していきます（表2-2）。

（表2-2）事業の概要（令和7年度現在）

区 分	耐震診断	耐震設計	耐震改修
対象建築物	昭和56年以前の避難所		
助成内容	耐震診断士を派遣	耐震設計に要する経費に助成	耐震改修工事又は建替え工事に要する経費に助成
補助限度額	—	—	51.2千円/m <sup>2</sup> （補助限度額800万円）
負担割合	国 : 1/3 県 : 1/3 市町村 : 1/3	国 : 1/3 市町村 : 1/3 所有者 : 1/3	国 : 1/3 県 : 1/6 市町村 : 1/6 所有者 : 1/3

※例外あり

## 3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

近年、リフォーム工事契約に伴う消費者被害が社会問題化しており、所有者が安心して耐震改修を実施することができる環境の整備が重要となります。また、改修に関わる事業者は、住宅所有者の現在、将来の住まい方に対する考え方に沿って、生活に影響の少ない改修箇所の検討、安価な工法の採用、工事期間の短縮などが図れるよう効果的な耐震化方策を提案することが望まれます。

### (1) 所有者が耐震改修等を行いやすい環境の整備

住宅にあっては、従来の啓発パンフレットの配布や広報紙の活用、SNSによる周知のほか、耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない所有者への通知等により耐震化の必要性や支援制度の案内を行い、直接的に耐震化を促す取組を推進します。

また、耐震改修の実例集、耐震改修工法に関する資料等により、住民に対して情報提供を行います。

### (2) 耐震改修等に関する相談窓口の設置

村の「耐震改修相談窓口」において、耐震改修等に関する相談に引き続き対応していきます。

また県では、耐震診断等に関する知識、技術を修得するための「長野県木造住宅耐震診断士養成講習会」等を必要に応じて実施し、受講修了者を名簿に登録して耐震診断等

の業務を行っており、登録簿の閲覧や紹介などを行っていきます。診断等で所有者と接する際には、登録証を提示するなど、所有者に安心を与えることを心がけて実施します（表2-3）。

（表2-3）

長野県木造住宅耐震診断士の登録数（R7.3.31現在）	2,600名
-----------------------------	--------

#### 4 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

建築物の耐震化のほか、次の事項を含めた総合的な安全対策を推進します。

##### （1）ブロック塀等の転倒防止対策

地震時、ブロック塀や擁壁が転倒するとその下敷きになり死傷者が発生する恐れがあります。今後も県及び市町村の相談窓口において、所有者向けの安全点検チェックポイントによる技術面の助言等により、地域住民が自ら地域内の危険個所の点検を行う活動を支援します。

##### （2）非構造部材の耐震対策

近年の大地震や東北地方太平洋沖地震では、体育館等において天井材の落下が見られました。地震による被害は、柱や梁といった建築物の構造体のみでなく、窓ガラスや天井、外壁などの非構造部材の落下による被害を防止する必要があります。

今後も定期報告制度などを通じて、非構造部材の耐震対策について、指導・助言を進めていきます。

##### （3）エレベーターの閉じ込め防止対策等

平成17年7月に発生した千葉県北西部地震では、首都圏の多くのエレベーターが緊急停止し、多くの方が中に閉じ込められる事例が発生しました。また、東北地方太平洋沖地震においては、エレベーターの釣合おもりの脱落やレールの変形する事例が多数発生しました。通常時の維持管理体制のほか、P波感知型地震時管制運転装置の設置、釣合おもりの脱落防止などの対策を講じるよう、定期調査報告の機会を捉えて、指導・助言を行います。

##### （4）その他建築設備の耐震対策

大地震時に建築物がその機能を発揮するためには、建築物が倒壊しないだけでなく、建築設備の耐震対策も重要です。給湯設備の転倒防止対策や配管等の設備の落下対策など、建築設備の耐震対策を周知・促進します。

#### 5 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策

地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害を軽減するため、がけ地近接等危険住宅移転事業等を活用し、安全な住宅への建替えや移転による耐震化を推進します（表2-4）。

（表2-4）事業の概要

第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

区 分		【事業名】概 要	補 助 率		
			国	県	市町村
危険住宅の移転等 除却、新築・移転 先の土地の購入等	除却補助 ・ 利子補給	【豊丘村災害危険住宅対策事業】 危険住宅を除却し、安全な 住宅の建替えの促進	1/2	1/4	1/4

### 第3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

県・市町村・建築団体と連携し、耐震対策への意識啓発と耐震化の必要性について理解を深めるよう住宅・建築物の所有者への啓発の強化を行うものとします。

#### 1 地震ハザードマップの作成及び公表

所有者が耐震化を自らの問題又は地域の問題としてとらえ、住宅や建築物の耐震化又は地域の耐震化に関する取組に活用することができるよう、村では、令和5年に地震に関するハザードマップ（防災マップ）を作成し、公表しています。

#### 2 相談体制の整備及び情報提供の充実

相談窓口において、住宅等の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修に関する相談や耐震改修工法・専門家の紹介等の情報提供を行います。

また、チラシの配布や広報紙、パンフレット、ポスター、ホームページ、SNS、新聞、テレビ等あらゆる機会を通じ、耐震化に関する情報を発信していきます。特に令和6年に発生した能登半島地震は、1月1日と家族が集まる時期での大規模な地震であったこともあり、人々に大きな衝撃を与えました。その危機感を持ち続けるためにも、機会をとらえた情報発信を行います。さらに、住宅所有者への直接的な情報提供がより有効であることから、耐震診断未実施の所有者に対する通知等による啓発を行うとともに、耐震診断をした所有者に対しては、結果報告時等の機会をとらえ、耐震改修の補助制度の案内と併せて、改修事業者リストの提示、改修費用の目安の提示等を行うことを推進します。

#### 3 パンフレットの作成及び配布並びにセミナー・講習会の開催

耐震診断や耐震改修に対する補助事業や改修事例等を含めた各種パンフレットを配布し、耐震化に関する啓発を改めて行います。

また、県の制度を活用して、耐震化の必要性や支援策などを直接住民に対し説明するなどの出前講座を行うとともに、住民に身近な地区公民館などでも出張講座を実施します（表3-1）。

（表3-1）これまでの出前講座の事例

実施先	概要
学校、自治会等	耐震化の必要性、地震防災対策、制度の説明等

#### 4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

内外装の改修や水回りの更新、省エネ改修、バリアフリー改修等の各種リフォーム工事や、空き家対策と連携した古民家リノベーション等による空き家の利活用時に併せて耐震改修を行うことは、費用や施工面で効率的であることから、各種リフォームに併せた耐震改修へと誘導します。

また、民間事業者等の行う住宅関連フェア等とも併せて啓発を行います。

## 5 自治会等との連携

地域の人々が生活の場を皆で守るという考え方が重要です。

地域において地震防災対策に取り組むことは、地震発生時の適切な対応に効果的であるばかりでなく、平常時の防災訓練や地域における危険箇所の改善等の点検活動等、自主防災活動が重要であることから、村において、啓発や必要な支援を行います。

また、旧耐震基準で建築された住宅の所有者が高齢化したことも踏まえ、福祉関係機関と連携した普及啓発にも努めるものとします。

## 6 耐震改修促進税制等の周知

個人が一定の耐震改修工事を行った場合、改修工事を完了した年の所得税額が一定額控除（耐震改修工事の標準的な費用から市町村が交付した補助金を差し引いた額の10%相当額：上限25万円）でき、また、工事が完了した年の翌年度分の家屋にかかる固定資産税が減額（翌年度分の固定資産税が2分の1に減額：床面積120平方メートルが適用上限）できるなど、税制の特例措置が適用可能となっています（令和7年9月現在）。こうした税制も有効に活用し、耐震改修の促進につなげるため、制度の周知を徹底します。また、耐震改修をした、又はする中古住宅の取得に伴う税制特例も多いことから、あわせて周知を行います。

## 第4 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

### 1 関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要

本計画を実施するにあたり、今後、関係団体等との協議会の設置について検討します。

### 2 その他

本計画は、目標値の達成状況等について、適宜、評価・検証を行うほか、計画終了年次（令和12年度）に事後評価を行うこととします。